

あなたをひとりにしない  
あなたの未来をひろく  
みんなの未来をひろく

問合せは ☎024-523-3866 ✉fhtu@nifty.com

ホームページ <https://fhtu.jimdo.com>

## 超過分月 45 時間以内、年 360 時間以内を教育委員会規則で制定！ 歴史的な大転換！！ 自主的にやっていることとされてきた超過勤務に法的規制 在校時間記録が、法令上の公文書に



HPにつながります。→→→

今年の4月から、今までの在校時間の記録と質的に異なることになるような説明は職場であったでしょうか。規則やそれを運用するための要綱、具体化した施策であるアクションプランⅡがつくられました。それぞれに課題・問題はありますが、それらを武器にして、命と健康が守られる人間らしい働き方ができる職場に改善していきましょう。それは、すなわち、児童・生徒の教育条件にもつながるという気概を持って！ 昨年度との質的差異を以下にまとめておきます。

### ★勤務時間記録は公文書に。

5年間保存されることとなります。県教委による服務監督のために現場を把握する客観的な資料になります。万が一の過労死などの労働災害の証明の際の資料にもなります。

### ★実態と異なる記録を残させることは懲戒処分の対象。

管理職が在校時間の上限越えの数を調整するために、虚偽の記録を残すように促した場合は、虚偽の公文書を作ることになるので信用失墜行為となります。見聞きした場合は組合に連絡ください。

### ★実態と異なる記録を残す職員は管理職の指導対象。

記録と異なる勤務の実態に対する管理職の見えぬふりに対しても、あつてはならないことと県教委は示しています。振休を取りつつ、出勤している事例も散見されますが、管理職には改めるよう指導することが求められています。

### ★学校には超過在校等時間の縮減に努める義務。県教委は取り組み不十分な学校を検証。

県教委は、在校時間の上限越えがある学校の業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行うこととなります。実態改善が図られない職場には、県教委が直接手を入れることとなります。

### 一方で、こんな問題も

#### ★PTA主催の形式をとる土日の土曜講座、模試監督は在校時間に入れない。

保護者負担で手当などを出しているというだけで、学校目標や教育課程と関連させて行っている業務が働いている時間とみなさないようです。(怒)

#### ★持ち帰り仕事は記録されず時間外労働の全体は把握されない。

あくまで在校時間の管理です。家庭責任から早く帰らなければならない職員は、家で仕事することは日常的にあるでしょう。(怒)

#### ★時短ハラスメントの発生を警戒 (県教委も認識しているようですが)

他県ではすでに発生していますが、在校時間管理について管理職の法的責任が問われるなら、「早く帰れ」の大合唱が始まる可能性があります。業務を減らさず、退校だけを求めることは本末転倒。それに負けず正確な記録を。

## 実態を反映した在校時間記録は、過酷な現場の改善の一里塚。

## 県教委に実態を正確に把握させるためにも、面倒ですが正確に記録しましょう！